附　則

１　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

２　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別 ＼ 国又は地別	［略］	ブルガリア	［略］
種別 ＼ 単位		ユーロ	
一般入国査証		5	
数次入国査証		5	
通過査証		1	

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別 ＼ 国又は地別	［同上］	ブルガリア	［同上］
種別 ＼ 単位		レヴ	
一般入国査証		10	
数次入国査証		10	
通過査証		1	